◇復興庁設置法等の一部を改正する法律（法律第四六号）（復興庁）

一　復興庁設置法の一部改正

復興庁の廃止期限を令和一三年三月三一日まで延長することとした。（第二一条関係）

二　東日本大震災復興特別区域法の一部改正

1　復興推進計画及び復興整備計画の作成主体について、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるものである地方公共団体とした。（第四条及び第四六条関係）

2　認定復興推進計画に係る課税の特例等の対象区域を、復興産業集積区域のうち、東日本大震災からの復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定めるものに該当する区域とした。（第三七条～第四〇条及び第四三条関係）

3　復興交付金事業計画に係る特別の措置を廃止することとした。（第七七条～第八四条関係）

三　福島復興再生特別措置法の一部改正

1　福島復興再生計画

福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、福島復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。（第七条関係）

2　避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等

㈠　福島県知事は、農用地の賃借権の設定等を受ける者、賃借権の設定等の条件、福島農林水産業振興施設の用に供するための農地等の転用に係る事項等を内容とする農用地利用集積等促進計画を定めることができることとした。（第一七条の一九関係）

㈡　帰還環境整備事業計画について、目的を住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境の整備に、名称を帰還・移住等環境整備事業計画に改め、当該計画の記載事項に原子力災害の被災者以外の者による移住及び定住の促進を図るための環境を整備する事業等を追加することとした。（第三三条関係）

3　原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

㈠　福島県知事は、福島において特定風評被害が経営に及ぼす影響に対処するための事業活動である特定事業活動の振興を図るために実施しようとする措置の内容等を記載した特定事業活動振興計画を作成することができることとし、当該計画を内閣総理大臣に提出しなければならないこととするとともに、これに関連する課税の特例の適用があるものとした。（第七四条、第七五条の二及び第七五条の三関係）

㈡　国は、諸外国における福島の農林水産物等の輸入に関する規制の撤廃又は緩和を推進するため、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉その他必要な措置を講ずるとともに、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する福島の農林水産物等の輸出の不振に対処するため、海外における福島の農林水産物等の安全性に関する理解の増進並びにその販売を促進するための紹介及び宣伝に必要な措置を講ずることとした。（第七六条の二関係）

4　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための特別の措置

福島県知事は、新産業創出等推進事業を促進するために実施しようとする措置の内容等を記載した新産業創出等推進事業促進計画を作成することができることとし、当該計画を内閣総理大臣に提出しなければならないこととするとともに、これに関連する課税の特例の適用があるものとした。（第八四条及び第八五条の五～第八五条の七関係）

5　公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣　任命権者は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）から要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、国の職員の同意を得て、当該国の職員を機構に派遣することができることとした。（第八九条の三関係）

四　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正

復興費用の財源につき公債を発行できる期間、株式の処分により生じた収入を償還費用の財源に充てる期間並びに租税収入以外の収入を復興費用及び償還費用の財源に充てる期間を五年間延長することとした。（第六九条及び第七二条関係）

五　特別会計に関する法律の一部改正

1　一般会計に所属する日本郵政株式会社の株式のうち、発行済株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をすることとした。（附則第一二条の三関係）

2　当分の間、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策に係る財政上の措置に要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることができることとし、後日、同勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、エネルギー需給勘定に繰り入れなければならないこととした。（附則第一八条の二関係）

六　その他

1　この法律は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

2　政府は、東日本大震災からの復興の一層の推進に当たり、復興が進展している地域における取組に係る情報を復興の途上にある地域へ提供するなど、東日本大震災からの復興に関する行政の内外の知見を活用することとした。

◇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（法律第四七号）（法務省）

1　危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加

次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は一五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処することとした。（第二条関係）

㈠　車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

㈡　高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三二年法律第七九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第四八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。）をさせる行為

2　附則

この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第四八号）（文部科学省）

一　著作権法の一部改正関係

1　技術的保護手段及び技術的利用制限手段に係る規定の改正

㈠　著作物等の利用に用いられる機器が特定の反応をする信号を送信する等の技術的保護手段及び技術的利用制限手段について、当該信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに送信しないもの等を加えることとした。（第二条第一項第二〇号及び第二一号関係）

㈡　技術的保護手段又は技術的利用制限の回避を行うことをその機能とする指令符号を公衆に譲渡する等の行為を著作権等を侵害する行為とみなすとともに、当該行為を行った者について罰則を科すこととした。（第一一三条第七項及び第一二〇条の二第四号関係）